

鹿児島工業高等専門学校危機管理規則

(目的)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）において発生することが予想される様々な事象に伴う危機に組織的に迅速かつ的確に対処するため、本校における危機管理体制及び危機事象発生時の基本的な対処方法等に関し、必要な事項を定めることにより、本校の学生、教職員（非常勤職員を含む。以下同じ）及び近隣住民（以下「学生等」という。）の安全並びに本校教育研究活動の確保を図るとともに、本校が社会的な責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 危機管理 次条に定める危機事象の原因と状況を把握、予知又は分析し、その事象によってもたらされる事態を想定することにより、被害や影響を回避又は軽減し、最小限に抑制するための適切な対応を行うことをいう。
- (2) 類等 各類、リベラルアーツ系、専攻科、国際交流センター、地域共同テクノセンター、グローバル・アクティブラーニングセンター、学生何でも相談室、広報センター、キャリア支援室、事務部及び技術室をいう。
- (3) 類長等 前号に規定する類等の長をいう。

(対象とする事象)

第3条 この規則において対象とする事象（以下「危機事象」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 教育研究活動の遂行に重大な支障のある事態
- (2) 学生等の安全に係わる重大な事態
- (3) 施設管理上の重大な事態
- (4) 社会的影響の大きな事態
- (5) 本校に対する社会的信頼を損なう事態
- (6) 前各号と同等以上の重要な事態

(校長等の責務)

第4条 校長は、本校における危機管理を統括し、その充実に努めなければならない。

- 2 副校長及び校長補佐は、校長を補佐し、本校における危機管理の充実に努めなければならない。
- 3 次条に定めるリスク管理員は、他類等と連携を図りつつ、当該類等における危機管理

の充実に努めなければならない。

- 4 校長、副校長、校長補佐及びリスク管理員は、法令及び本校の学内規定に従い、学生等が本校に起因する危機により被害等を被ることがないように、常に配慮しなければならない。
- 5 校長、副校長、校長補佐及びリスク管理員は、危機管理に当たり、学生等に対し必要な情報提供に努めなければならない。
- 6 教職員は、その職務の遂行に当たり、危機管理に努めなければならない。

(リスク管理員)

第5条 各クラス等における危機管理の責任者としてリスク管理員を置く。

2 リスク管理員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 類長等
- (2) その他校長が必要と認めた者

(リスク管理室の設置)

第6条 本校に、危機管理を総合的かつ計画的に推進するため、リスク管理室を置く。

(リスク管理室の業務)

第7条 リスク管理室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 危機事象への対処に関すること。
- (2) 危機管理に関する情報の収集分析及び周知に関すること。
- (3) 危機管理ガイドライン及び危機管理マニュアルの策定並びに周知に関すること。
- (4) 危機管理に関する教育、研修、訓練等に係る企画、立案及び実施に関すること。
- (5) 危機管理対策の評価及び見直しに関すること。
- (6) 緊急時の組織体制及び情報伝達方法の整備並びに周知に関すること。
- (7) 危機管理に関し、機構本部リスク管理本部と相互連携を図ること。

(リスク管理室の組織)

第8条 リスク管理室は、次に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 校長補佐（学生主事）及び校長補佐（寮務主事）
- (4) 事務部長
- (5) 総務課長及び学生課長
- (6) 技術長
- (7) その他校長が必要と認めた者

- 2 前項第7号の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠又は増員による室員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(リスク管理室の室長)

第9条 リスク管理室に室長を置き、校長をもって充てる。

- 2 室長は、リスク管理室の業務を掌理する。

(リスク管理室の副室長)

第10条 リスク管理室に副室長を置き、副校長(教務主事)をもって充てる。

- 2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故あるときは、その職務を代行する。

(リスク管理室員以外の者の出席)

第11条 リスク管理室長が必要と認めるときは、その都度リスク管理室員以外の者を会議に出席させ、当該事項について意見を述べさせることができる。

(通報窓口)

第12条 本校における危機事象の通報窓口は、総務課とする。

(危機事象に関する通報等)

第13条 学生及び教職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生するおそれがあることを発見したときは、直ちに総務課に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた総務課職員は、直ちに関係する類等のリスク管理員及びリスク管理室長に連絡するとともに、他の学内規定等において当該危機事象発生の通報について定めている場合は、当該学内規定等に従い、直ちに連絡するものとする。
- 3 前項の連絡を受けたリスク管理室長は、直ちにリスク管理室を召集し、当該危機事象の対処について他の学内規定等に定めがない場合は、関係類等のリスク管理員と対処方針等を協議するものとする。
- 4 前項の協議により対処方針等を決定したときは、次条により危機対策本部を設置する場合を除き、リスク管理室が対処に当たるものとする。

(対策本部の設置)

第14条 校長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、他の学内規定等に基づき、リスク管理室を中心として、当該危機事象に係る本校対策本部を設置するものとする。

(機構本部リスク管理本部等との連携)

第 15 条 リスク管理室は、危機管理を総合的かつ有機的に実施するため、機構本部リスク管理本部と相互連携を図るものとする。また、必要に応じて関係行政機関及び保護者等と連携して対応するものとする。

(事務)

第 16 条 危機管理に関する事務は、総務課が行う。

(秘密保持の義務)

第 17 条 本校のリスク管理又は危機対策に関する業務に従事する職員は、その業務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(雑則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 12 月 12 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。